

(作成時の注意事項)

第1号様式(第4条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

黄色マーク一項目を「子育て支援情報サービスかながわ」で公表します。

神奈川県こども・子育て支援推進事業者(かながわ子育て応援団)認証申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

事業者名

代表者役職・氏名

支社・支店等からの申請の場合は、支社名及びその代表者のお名前を記入してください。

神奈川県こども目線の施策推進条例第29条第1項の規定による基準に適合するものである旨の認証を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

1. 申請区分

新規 更新(認証番号 第 号)

2. 事業者概要

県内にある本社又は事務所の所在地	〒 県外の本社からの申請の場合は、県外本社の所在地を記入の上、「※県内事務所あり」と記入してください。		
業種 該当するもの 1つをチェック してください。	<input type="checkbox"/> 農業・林業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 金融業、保険業 <input type="checkbox"/> 宿泊業、飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 医療、福祉 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 運輸業、郵便業 <input type="checkbox"/> 不動産業、物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業、娯楽業 <input type="checkbox"/> 複合サービス事業	<input type="checkbox"/> 鉱業、採石業、砂利採取業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 卸売業、小売業 <input type="checkbox"/> 学術研究、専門・技術サービス業 <input type="checkbox"/> 教育、学習支援業 <input type="checkbox"/> サービス業(他に分類されないもの)
主な事業内容			
常時雇用する労働者数	名(うち男性)	名、女性	名
ホームページ	<input type="checkbox"/> 有(アドレス: 自社ホームページがある場合は記入してください。 <input type="checkbox"/> 無		
記載担当者	所属部署名	申請内容について確認の連絡を行うことがありますので、申請書を作成された方のお名前等を記入してください。	
	職・氏名		
	電話番号		
	FAX番号		
	E-mail	認証制度に関するお知らせは、こちらに記入いただいたメールアドレス宛にお送りします。	

(1枚目/2枚)

(作成時の注意事項)

3. 認証基準に係る事項

申請内容を確認の上、チェック欄の□にチェックを入れてください。

	認証基準	添付書類	チェック欄
次世代育成支援対策推進に基づく一般事業主行動計画	(1) 次世代育成支援対策推進法第12条の規定に基づき、事業主が適切に策定し、公表を行っているか。 ※1 「自社ホームページで公表」 ※2 「プラチナくるみん認定取得済」	○労働局へ提出した一般事業主行動計画策定届(受付印のあるもの)の写し ○一般事業主行動計画(本文)の写し ○公表状況が確認できる資料	<input type="checkbox"/>
	(2) 都道府県労働局長に対して届け出済みか。		<input type="checkbox"/>
	(3) 一般事業主行動計画の計画期間は年以下となっているか。		
育児・介護休業法の基準を満たす次の制度又は措置の就業規則等への規定	(4) 育児休業に関する事項が規定されているか。		<input type="checkbox"/>
	(5) 子の看護休暇に関する事項が規定されているか。		<input type="checkbox"/>
	(6) 所定外労働時間の制限に関する事項が規定されているか。		<input type="checkbox"/>
	(7) 時間外労働の制限に関する事項が規定されているか。		<input type="checkbox"/>
	(8) 深夜業の制限に関する事項が規定されているか。		<input type="checkbox"/>
	(9) 所定労働時間の短縮等の措置に関する事項が規定されているか。		<input type="checkbox"/>
	(10) 育児介護休業法第29条の規定に基づき、事業主が適切に選任しているか(役職、氏名明記)。	○所管労働局(本社所在地の労働局)への職業家庭両立推進者の選任届(受付印のあるもの)の写し	<input type="checkbox"/>
	(11) 都道府県労働局長に対して届け出済みか。		<input type="checkbox"/>
	(11) 過去3年間において関係法令(次世代育成支援対策推進法、育児・介護休業法、男女雇用機会均等法、労働基準法等)に違反する重大な事実がない。	○誓約書	<input type="checkbox"/>

4. その他

上記2及び3に関する補足のほか、子ども・子育て支援に関して、育児・介護休業法の基準を超えた独自の取組みがあれば記載してください。

◆認証基準について、以下の内容を満たしているか確認してください。

(育児休業に関する事項)

- 原則である、1歳未満の子どもを養育するための育児休業が措置されているか（育児介護休業法（以下「法」という）第5条第1項、第9条）。
- 父母がともに育児休業を取得する場合の、休業期間の延長（1歳2カ月まで延長）が措置されているか（パパママ育休プラス（法第9条の6第1項））。
- 1歳から1歳6カ月に達するまでの子どもが保育所入所待ちとなっている等、特別事情ある場合の1歳6カ月までの休業期間の延長が措置されているか（法第5条第3項）。
- 1歳6カ月から2歳に達するまでの子どもが保育所入所待ちとなっている等、特別事情ある場合の2歳までの休業期間の延長が措置されているか（法第5条第4項）。
- 有期契約者がいる場合について、法の定める条件の者に育児休業を措置しているか（法第5条第1項）。
- 育児休業を拒むことが出来る場合について、労使協定等により適切に除外しているか（法第6条第1項）。
- 出生時育児休業ができる場合について、法の定める条件の者に措置しているか。また、出生時育児休業を拒むことが出来る場合について、労使協定等により適切に除外しているか（法第9条の2）。

(子の看護等休暇に関する事項)

- 小学校3年生修了までの子を養育する場合に、子が1人の場合は5日、2人以上の場合は10日の看護休暇を措置し、時間単位で取得可能としているか（法第16条の2）。
- 看護休暇の取得理由について、病気・けが、予防接種・健康診断に加え、感染症に伴う学級閉鎖等、入園（入学）式、卒園式を対象としているか（法第16条の2）

(所定外労働時間の制限に関する事項)

- 小学校就学前の子を養育する労働者が請求した場合に、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、所定労働時間の制限を措置しているか（法第16条の8）。

(時間外労働の制限に関する事項)

- 小学校就学前の子を養育する場合に、申し出による時間外労働の制限（1月につき24時間、1年につき150時間の範囲内）を措置しているか（法第17条）。

(深夜業の制限に関する事項)

- 小学校就学前の子を養育する場合に、申し出による深夜業の制限（午後10時から午前5時までの間労働させない）を措置しているか（法第19条）。

(所定労働時間の短縮等の措置に関する事項)

- 3歳未満の子を養育する場合に、申し出により1日の所定労働時間を原則として6時間とする措置を定めているか（法第23条第1項）。
- 育児短時間勤務措置を拒むことが出来る場合について、労使協定等により適切に除外しているか（法第23条第1項）。